

令和7年度  
障害福祉サービス事業者等  
集団指導講習会（個別編）

計画相談支援・障害児相談支援

機能強化型（継続）サービス利用支援費について

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

# 1 機能強化型（継続）サービス利用支援費

サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費に加え、相談支援専門員の配置等について、手厚い支援の事業所を評価する観点から、体制等に応じた段階別の基本報酬区分となっている。

- 区分に応じて、体制要件と人員配置要件がある
- 一つの事業所による単独型と複数事業所による協働型がある  
( (IV) は単独型のみ)

サービス利用支援費			継続サービス利用支援費		
機能強化型サービス利用支援費 (I)	単独型	協働型	機能強化型継続サービス利用支援費 (I)	単独型	協働型
機能強化型サービス利用支援費 (II)	単独型	協働型	機能強化型継続サービス利用支援費 (II)	単独型	協働型
機能強化型サービス利用支援費 (III)	単独型	協働型	機能強化型継続サービス利用支援費 (III)	単独型	協働型
機能強化型サービス利用支援費 (IV)	単独型		機能強化型継続サービス利用支援費 (IV)	単独型	
サービス利用支援費 (I)			継続サービス利用支援費 (I)		
サービス利用支援費 (II)			継続サービス利用支援費 (II)		

## 2 単独型・協働型の共通要件一覧

要件（Ⅳは単独型のみ）		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
体制	① 利用者情報・サービス提供に係る留意事項伝達等を目的とした会議の定期開催	○	○	○	○
	② 24時間連絡体制の確保、かつ必要に応じた利用者等の相談対応体制の確保	○	○	—	—
	③ 相談支援専門員（現任研修修了者）の同行による新規採用従業者への研修実施	○	○	○	○
	④ 基幹相談支援センター等紹介の支援困難ケースに対する指定相談支援提供	○	○	○	○
	⑤ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加	○	○	○	○
	⑥ 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携緊密化のために必要な取組を実施	○	○	○	—
	⑦ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画	○	○	○	—
	⑧ 1人の相談支援専門員の取扱件数（前6月平均）が40件未満	○	○	○	○
人員配置	⑨ 常勤かつ専従の相談支援専門員の員数（うち1名以上は現任研修修了者） ※Ⅳは、常勤・専従の相談支援専門員（現任研修修了者）に加えて、 もう1名の専従（非常勤可）の相談支援専門員が必要	4名 以上	3名 以上	2名 以上	1名 以上 (※)

# 3 共通体制要件① 留意事項伝達会議

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」については、以下のことに留意してください。

- 議題は、少なくとも次のような議事を含めること。

議 事	
(a)	現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
(b)	過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
(c)	地域における事業者や活用できる社会資源の状況
(d)	保健医療及び福祉に関する諸制度
(e)	アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
(f)	利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
(g)	その他必要な事項

- 議事については、記録を作成し、5年間保存してください。
- 週1回以上開催してください。



**協働型**

共同実施の全職員参加ケース共有会議等の開催週は、当該会議の開催で可

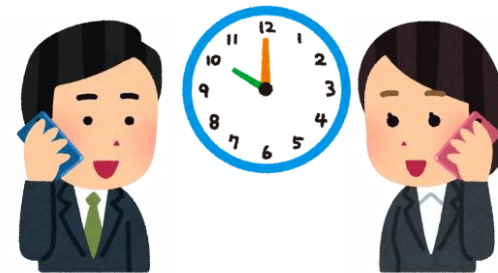
## 4 共通 体制要件② 24時間の連絡体制

「24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること」とは、事業所として、次のような体制をとっていることを言う。（（Ⅰ）（Ⅱ）の場合）

- 営業時間外も営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、**営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制**
- 営業時間外の体制は**当該事業所の相談支援専門員の輪番制**による対応等によることも可能



※ **協働型** 協働体制を確保する事業所間において24時間常時連絡できる体制を整備している必要がある。



## 5 共通 体制要件③ 現任研修修了者同行による研修

「相談支援従事者現任研修修了者である相談支援専門員（以下、「現任研修修了者」）の同行による研修」については、次のとおり取り扱うこと。

- 現任研修修了者が、**新規に採用した全ての従業者（相談支援専門員及び相談支援員）**に対し、適切な指導を行う
- 現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は、**テレビ電話装置等を活用した研修も可**



※ **協働型** 現任研修修了者が配置されていない事業所に、新規に採用した従業者がいる場合、**他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により**適切な指導を行う必要がある。

# 6 共通体制要件④⑤⑥⑦

## 基幹相談支援センター等との連携

④	支援困難ケースの受入	自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない。常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならない。
⑤	事例検討会への参加	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加している。
⑥	協議会への参画	定期的に自立支援協議会の専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を関係機関等と連携して行う。
⑦	基幹相談支援センターによる取組への参画 ※地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3 相談支援事業実施要領3 (1) イ (イ)	<p>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組(※)に参画していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営等）</li> <li>・ 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等</li> </ul>

### 協働型

横須賀市の場合、障害者相談支援協働体制（運営委員会）及び横須賀市障害とくらしの支援協議会（GSV）の取組参加により、要件を満たす。

## 7 共通 体制要件⑧ 取扱件数

取扱件数とは、各事業所における利用者数（①計画相談支援対象障害者等の数）を各事業所の②相談支援専門員の員数で除した数をいい、その数が40未満であることが要件です。

※ **協働型** 各事業所の取扱件数が40未満であることが必要

①	計画相談支援対象障害者等の数	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 前6月の平均値。新規指定事業所の場合は、推定値。</li><li>・ 指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も含む。</li></ul>
②	相談支援専門員の員数	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 前6月の平均値。新規指定事業所の場合は、推定値。</li><li>・ 相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなす。</li></ul>

**事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値**  
**事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値**

**< 40**

## 8 共通 人員配置要件⑨-1 相談支援専門員の配置

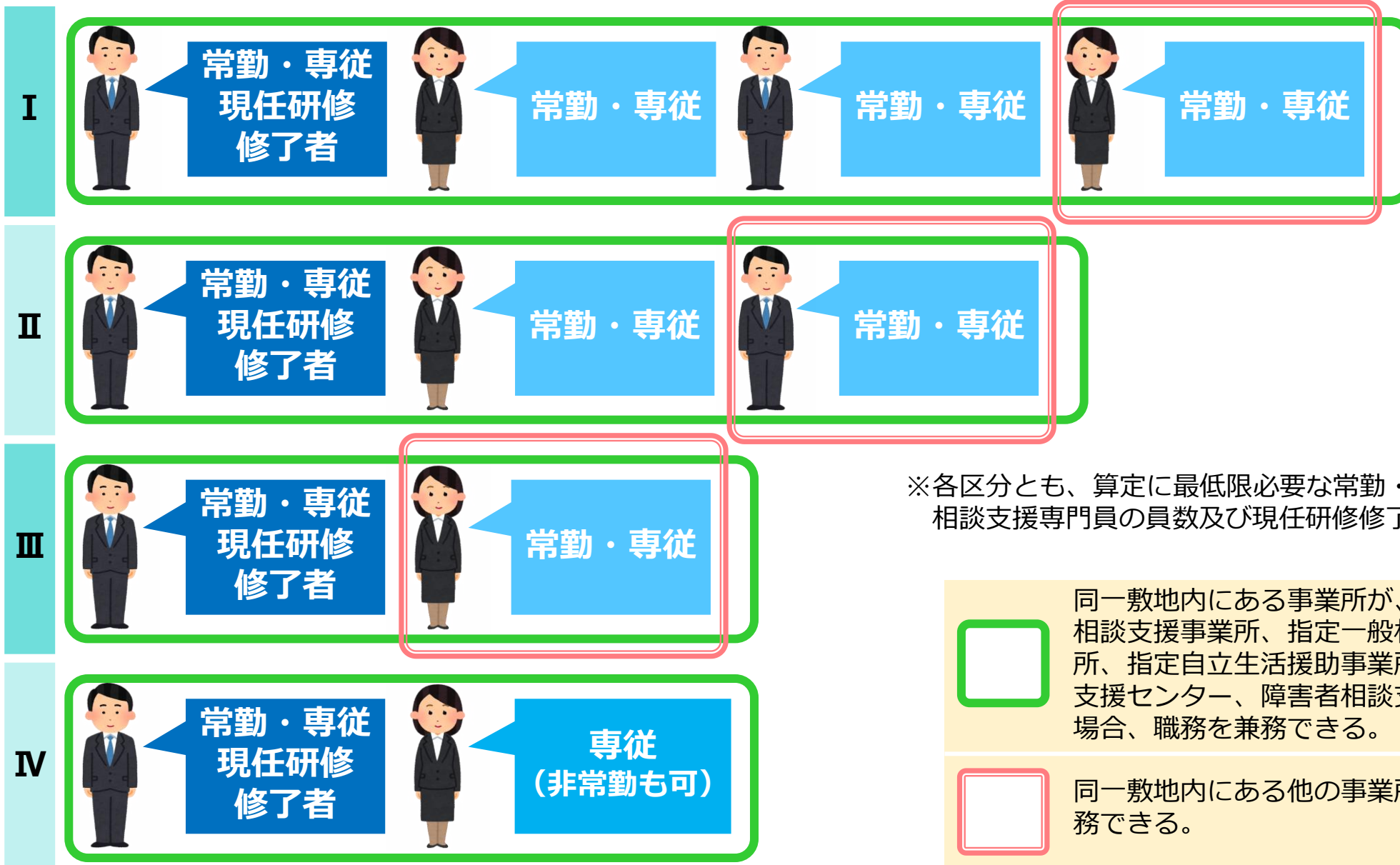
区 分	相談支援専門員の配置要件
機能強化型（継続）サービス 利用支援費(Ⅰ)	常勤かつ専従の相談支援専門員を <b>4名</b> 以上配置し、 そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員 であること
機能強化型（継続）サービス 利用支援費(Ⅱ)	常勤かつ専従の相談支援専門員を <b>3名</b> 以上配置し、 そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員 であること
機能強化型（継続）サービス 利用支援費(Ⅲ)	常勤かつ専従の相談支援専門員を <b>2名</b> 以上配置し、 そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員 であること
機能強化型（継続）サービス 利用支援費(Ⅳ)	専従の相談支援専門員を <b>2名</b> 以上配置し、 そのうち1名以上が現任研修を修了した <b>常勤</b> の相談支援専 門員であること

## 9 共通 人員配置要件⑨-2 兼務の取扱い



原則として事業所に配置する相談支援専門員は「常勤・専従」であることが求められるが、**同一敷地内事業所（兼務先）**が次の場合、**例外的に兼務が認められる場合がある。**

事業所種別	相談支援専門員の兼務可否
計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、基幹相談支援センター、障害者相談支援（※）	すべての相談支援専門員について兼務可 ※基幹相談支援センターと障害者相談支援の業務については、市町村が委託している場合で、当該市町村が認める場合に限る。
上記以外	一部相談支援専門員のみ可（IVは不可） ・実際に配置されている常勤かつ専従の相談支援専門員数（現任研修修了者1名含む）－（Ⅰ～Ⅲの各区分で、最低限必要な常勤かつ専従の相談支援専門員の員数－1）＝兼務可能員数 ・業務に支障がないと市町村が認めた場合に限る。

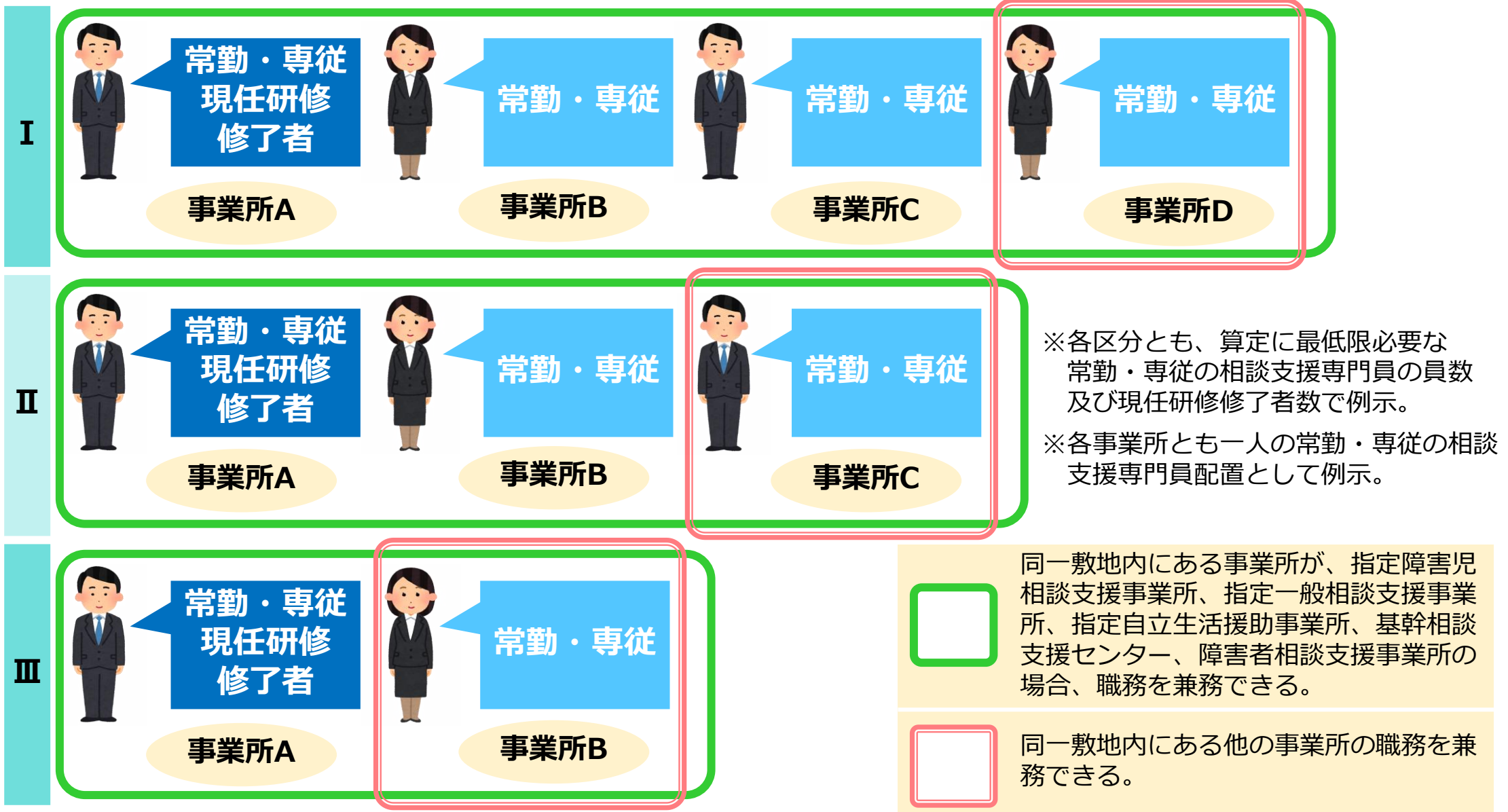
# 10 共通 人員配置要件⑨-3 単独型の図解



※各区分とも、算定に最低限必要な常勤・専従の相談支援専門員の員数及び現任研修修了者数で例示。

- 
 同一敷地内にある事業所が、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所の場合、職務を兼務できる。
- 
 同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務できる。

# 11 共通 人員配置要件⑨-4 協働型の図解



# 12 複数の事業所による協働型の要件

- I～Ⅲについては、複数の事業所間（同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している範囲内に限る。）で協働して要件を満たすことで算定可
- 「単独型・協働型の共通要件」に加えて、次の要件を満たしていること。

複数の事業所による協働型の要件	
<b>体制要件</b> (すべての要件を満たしていること)	1 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
	2 協定を締結した事業所間において、定期的（月1回）に、各要件の確認が実施されていること。
	3 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等（テレビ電話装置の活用可）を月2回以上共同して実施していること。
<b>事業所要件</b> (いずれかを満たしていること)	4 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。
	5 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との間に、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急連絡体制を確保するとともに、協議会の構成員として専門部会等に定期的に参加し、個別事例の報告等を行っていること。
<b>人員配置要件</b>	6 協働体制を組む各事業所に、常勤かつ専従の相談支援専門員が1名以上配置されていること。